

土浦市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 1 4 項の規定により、令和 4 年 3 月 22 日付け土浦市監査委員告示第 4 号で公表した令和 3 年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 10 日

土浦市監査委員 藤 田 雪 絵

土浦市監査委員 内 田 卓 男





土商発第82号
令和5年1月30日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿
土浦市監査委員 内田 卓男 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：商工観光課)



令和3年度 定期監査措置状況報告書

地方自治法第199条第9項の規定により、報告された令和3年度定期監査において、指摘事項となっていたものについて下記のとおり措置を行ったので、同法第14項の規定に基づき報告いたします。

記

| | |
|-------------------------|---|
| <p>監査の結果 (指摘事項)</p> | <p><確認した事実> 産業文化事業団に対する補助金で規則等に定めのない補助金の増額を2度行っていた。</p> <p><措置すべき内容> 令和3年7月の令和3年度財政援助団体等監査結果報告で「補助金の増額を求める申請をしているが土浦市産業文化事業団本部運営補助金交付要項に補助金の増額を求める手続きが明示されていないことから、適正な事務執行のため、当該手続きを明示されたい。」と指摘したにもかかわらず、その後2回の補助金の増額を行っていた。</p> <p>補助金の交付手続の基本的なルールを定めた土浦市補助金等交付規則にも補助金の増額に関する規定がないことから、その手続を明示するよう検討されたい。</p> |
| <p>講じた措置の内容</p> | <p>指摘事項に対応するため、産業文化事業団本部運営補助金交付要項を改正しました。 (R4.11.11 付 告示・施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金追加交付を可能とする条文を追加 ・追加交付申請書様式及び追加交付決定通知書を追加 ・補助金申請に伴い、内容を審査することを明記 |

